第5期 定時株主総会
招集ご通知

Nareru Group
プロ人材に、なれる。成長社会に、なれる。

開催日時

2024年1月30日（火曜日）
午前10時（受付開始午前9時30分）

開催場所

東京都千代田区神田美土代町7
住友不動産神田ビル3階
ベルサール神田イベントホール
Room1・2

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
第3号議案　監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第5号議案　取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

株式会社ナレルグループ
証券コード：9163

証券コード　9163
2024年１月12日
（電子提供措置の開始日2023年12月29日）

株　主　各　位

東京都千代田区二番町３番地５
株式会社ナレルグループ
代表取締役　小　林　　良

第５期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第５期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第５期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
https://nareru-group.co.jp/ir/library/meeting/

　また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

　上記ウェブサイトにアクセスして、当社名（ナレルグループ）又は証券コード（9163）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。
　なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年１月29日（月曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

［インターネットによる議決権行使の場合］
　当社指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.web54.net）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。
　インターネットによる議決権行使に際しましては、４頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

［書面による議決権行使の場合］
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1．日　　時　2024年１月30日（火曜日）午前10時（受付開始　午前9時30分）

2．場　　所　東京都千代田区神田美土代町７　住友不動産神田ビル3階
ベルサール神田イベントホール　Room1・2

3．目 的 事 項

【報告事項】
1. 第５期（2022年11月１日から2023年10月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第５期（2022年11月１日から2023年10月31日まで）計算書類の内容報告の件

【決議事項】

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第４号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第５号議案　取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

開催日時 2024年１月30日（火曜日）午前10時

株主総会にご出席いただけない場合

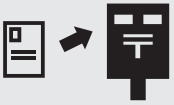

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2024年１月29日（月曜日）午後6時必着



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2024年１月29日（月曜日）午後6時入力完了まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使期限　2024年１月29日（月曜日）午後６時まで

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

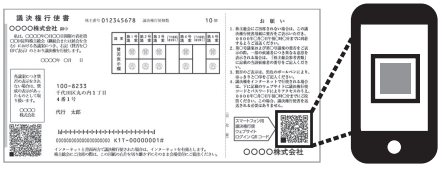

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

ご注意事項

① 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

② インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

③ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。

④ インターネットのご利用環境、ご加入サービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031　9：00～21：00

アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスする

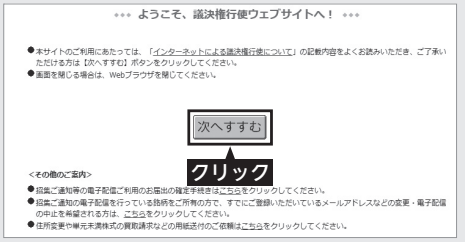

「次へすすむ」をクリック

2. ログインする

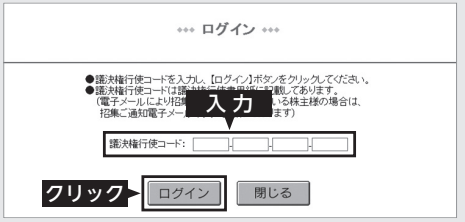

お手元の議決権行使書用紙に記載された**「議決権行使コード」**を入力し、**「ログイン」**をクリック

3. パスワードの入力

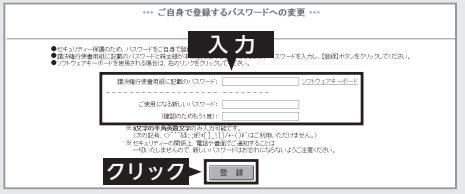

パスワード変更画面が出ますので、お手元の議決権行使書用紙に記載された**「パスワード」**を入力し、株主様がご使用になる**「パスワード」**を入力いただき**「登録」**をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、業績および経営環境等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金 95円
総額　800,482,350円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年1月31日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、より迅速な意思決定を行うことを目的として、取締役を2名減員し、取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	こばやし　りょう 小林　良 （1972年９月20日生）	1990年３月　株式会社タケフジ　入社 2003年４月　株式会社東京アソシエイツ　入社 2008年11月　株式会社ワールドコーポレーション設立　代表取締役（現任） 2019年11月　株式会社ＡＰ64（現　当社）　代表取締役（現任） 2020年12月　株式会社ＡＴＪＣ　取締役（現任）	2,952,630株
	【取締役候補者とした理由】 株式会社ワールドコーポレーションの創業以来、経営者として当社グループの業績拡大を牽引しております。経営者としての豊富な知識と経験を有し、当社グループの持続的な成長のために適切な人材であることから、引き続き選任をお願いするものです。		
2	しばた　なおき 柴田直樹 （1978年10月１日生）	2000年４月　株式会社夢真ホールディングス　入社 2010年10月　株式会社光通信　入社 2011年５月　株式会社ワールドコーポレーション　入社 2015年12月　株式会社ワールドコーポレーション　常務取締役 2019年11月　株式会社ＡＰ64（現　当社）　取締役 2020年12月　株式会社ＡＴＪＣ　取締役（現任） 2021年４月　一般社団法人全国建設請負業協会　代表理事 2021年10月　株式会社コントラフト　代表取締役（現任） 2022年１月　当社　専務取締役（現任） 2022年１月　株式会社ワールドコーポレーション　専務取締役（現任）	－株
	【取締役候補者とした理由】 2011年の株式会社ワールドコーポレーション入社以来、当社グループの業績拡大を牽引しており、2015年に株式会社ワールドコーポレーションの常務取締役に就任しております。経営者としての豊富な知識と経験を有し、当社グループの持続的な成長のために適切な人材であることから、引き続き選任をお願いするものです。		

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．小林良氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社村松屋商店が所有する株式数を含んでおります。
３．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および会社法上の子会社の役員であります。被保険者の職務の執行に関し損害賠償請求等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金および和解金）を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任されて就任した場合は、被保険者に含まれることとなります。当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新の予定をしております。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	はとり　よしあき 羽鳥　良彰 （1961年４月24日生）	1986年３月　等松・青木監査法人（現　有限責任監査法人トーマツ）　入社 1989年８月　公認会計士登録 2001年７月　監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）　パートナー 2002年４月　日本大学商学部　非常勤講師 2011年５月　日本公認会計士協会　修了考査運営委員会出題委員 2016年８月　日本公認会計士協会　修了考査運営委員会運営委員 2020年７月　羽鳥良彰公認会計士事務所開所　所長（現任） 2021年８月　日本公認会計士協会　修了考査運営委員会運営委員（現任） 2021年10月　当社　監査役 2022年８月　当社　取締役（監査等委員）（現任） 2022年９月　株式会社ワールドコーポレーション　監査役（現任） 2022年９月　株式会社ＡＴＪＣ　監査役（現任）	－株
	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 公認会計士として会計分野における専門知識と長年にわたる豊富な経験を有しており、客観的かつ中立な立場で、その知識経験に基づく適切な助言と監査を行っていただいております。今後も、経験および見識を当社における監査に活かしていただき、取締役会の監督機能の強化、公正で透明性の高い経営の実現に資する意見や指導をいただくことを期待して引き続き選任をお願いするものです。		
2	しまだ　けいこ 島田　圭子 （1971年７月８日生）	1994年４月　コンビ株式会社　入社 1998年12月　マーサージャパン株式会社　入社 2019年10月　マーサージャパン株式会社　代表取締役 2021年２月　ラッセル・レイノルズ・アソシエイツ・ジャパン・インク　マネージングディレクター（現任） 2022年９月　当社　取締役（監査等委員）（現任）	－株
	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 組織・人事コンサルティング業界での豊富な知識と経験を有しており、客観的かつ中立な立場で、その知識経験に基づく適切な助言と監査を行っていただいております。今後も、経験および見識を当社における監査に活かしていただき、取締役会の監督機能の強化、公正で透明性の高い経営の実現に資する意見や指導をいただくことを期待して引き続き選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	にしむら　たかし 西村 隆志 （1979年４月７日生）	2002年４月　オリックス株式会社　入社 2007年４月　株式会社アドバンテッジパートナーズ　入社（現任） 2011年11月　株式会社クレッジ　取締役 2013年10月　株式会社レイ・カズン　取締役 2018年５月　株式会社ネットプロテクションズ　取締役 2018年８月　株式会社庫や　取締役（現任） 2019年11月　株式会社ワールドコーポレーション　取締役（現任） 2019年11月　株式会社ＡＰ64（現　当社）　取締役 2020年３月　株式会社日本銘菓総本舗　取締役（現任） 2020年10月　株式会社ＡＰ71（現　ウォッチニアングループ株式会社）　代表取締役 2020年12月　株式会社キット　取締役（現任） 2020年12月　株式会社ハマエンジニアリング　取締役（現任） 2020年12月　一風騎士ホールディングス株式会社（旧　ウォッチニアングループ株式会社）　取締役 2020年12月　一風騎士株式会社（現　ウォッチニアン株式会社）　取締役（現任） 2020年12月　株式会社銀蔵　取締役 2020年12月　株式会社ＡＴＪＣ　取締役 2022年６月　株式会社ＡＰ74（現　株式会社ネットジャパン）　代表取締役 2022年８月　当社取締役（監査等委員）（現任） 2023年４月　株式会社ネットジャパン　取締役（現任） 2023年８月　ウォッチニアングループ株式会社　取締役（現任） 2023年12月　株式会社クォーク　取締役（現任） 2023年12月　株式会社アール　取締役（現任）	－株
	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 事業運営及び経営指導に係る豊富な経験および高い見識を有していることから、客観的かつ中立の立場で、その知識経験に基づく助言と監査を行っていただいております。今後も、経験および見識を当社における監査に活かしていただき、取締役会の監督機能の強化、公正で透明性の高い経営の実現に資する意見や指導をいただくことを期待して引き続き選任をお願いするものです。		

(注) 1．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2．羽鳥良彰氏、島田圭子氏、西村隆志氏は社外取締役候補者であります。
3．当社は、羽鳥良彰氏、島田圭子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4．羽鳥良彰氏の社外取締役就任年数および監査等委員である社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって１年５ヶ月です。
5．島田圭子氏の社外取締役就任年数および監査等委員である社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって１年４ヶ月です。
6．西村隆志氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって4年2ヶ月、監査等委員である社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって１年５ヶ月です。
7．当社は、羽鳥良彰氏、島田圭子氏、西村隆志氏との間で、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
8．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および会社法上の子会社の役員であります。被保険者の職務の執行に関し損害賠償請求等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金および和解金）を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任されて就任した場合は、被保険者に含まれることとなります。当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新の予定をしております。

第4号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年8月29日開催の株主総会において年額12,108千円以内とご承認いただいておりますが、今般、監査等委員である取締役の職務と責任および経済情勢等諸般の事情を考慮し、上記の報酬枠を年額15,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

第３号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る報酬の支給対象となる監査等委員である取締役の員数は３名となります。

第５号議案　取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2023年1月30日開催の第4期定時株主総会において年額150,000千円以内とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。つきましては、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額10,000千円以内とし、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年5,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたしたいと存じます。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、当社の現在の対象取締役は4名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は、2名となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けるものとし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下、「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由があるときを除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7) 本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2022年8月17日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

以　上

事　業　報　告

（2022年11月１日から
2023年10月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当社グループ（当社及び連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の５類への移行に伴って経済活動は正常化が進みました。また、賃上げの動きも見られるなど、国内景気は徐々に回復しております。一方、原料やエネルギー価格の世界的な高騰をはじめとしたインフレリスクに加え、欧米における金融引き締めの影響など、先行きの不透明な状況は継続しております。

当社グループの主要な取引先である建設業界においても建築資材の急騰などの懸念はあるものの、公共投資が底堅く推移する中、民間建設投資の持ち直しが続いており、国内建設需要は堅調に推移しております。

このような環境の中、当社グループは事業成長のための人材採用強化を推進し、在籍人数が増加しました。また、顧客からのニーズに応えて人材を送り出した結果、稼働人数も増加しました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上収益は17,994,881千円（前連結会計年度比23.8％増)、営業利益は2,469,161千円（同21.1％増)、税引前当期利益は2,475,904千円（同33.7％増)、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,741,337千円（同40.1％増）となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

（建設ソリューション事業）

建設業界は慢性的な人手不足が続いており、技術者人材を派遣する当社の役割は大きく、人材不足解消に貢献することを求められています。その期待に応えるべく、技術者人材の採用・教育の強化に取組んだことにより、技術者の在籍人数・稼働人数が増加しました（注１)。また、2024年４月から建設業でも規制を受ける改正労働基準法による時間外労働の上限規制に、先んじて取組んでおり残業時間は減少傾向にありますが、単価交渉を含めた積極的な営業活動が奏功し、派遣単価や稼働率が向上し（注２）業績に寄与しております。

以上の結果、同事業の売上収益は16,044,957千円（前連結会計年度比23.1％増)、セグメント利益は2,250,835千円（同24.2％増）となりました。

(注) １．㈱ワールドコーポレーションの在籍人数は前連結会計年度比20.4％増、稼働人数は同22.3％増であります。
２．㈱ワールドコーポレーションの一人あたり契約単価は前連結会計年度比3.4％増、稼働率（研修中含）は同0.7pt上昇であります。

（ＩＴソリューション事業）

ＩＴ業界においても、建設業界と同様に人手不足が続いており、将来において成長発展が期待される分野であります。この状況において、ＩＴ人材の育成は日本にとって大きな課題であると認識し、未経験者の採用・育成に注力しており、顧客の要員ニーズに応じてエンジニアの在籍人数・稼働人数が増加しました（注３）。

以上の結果、同事業の売上収益は1,954,123千円（前連結会計年度比29.4％増）、セグメント利益は113,352千円（同6.8％増）となりました。

（注）３．㈱ＡＴＪＣの在籍人数は前連結会計年度比29.1％増、稼働人数は同39.7％増であります。

② 資金調達の状況

2023年７月21日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資により、総額373,237千円の資金調達を行いました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額で56,851千円となりました。その主な内容は中部支店における事業拡大に伴う事務所移転によるものであります。

セグメント別では、建設ソリューション事業47,527千円、ＩＴソリューション事業5,664千円であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

（2）財産および損益の状況

（単位：千円）

区　分	第３期 2021年10月 (国際会計基準)	第４期 2022年10月 (国際会計基準)	第５期 2023年10月 (国際会計基準)
売上収益	12,125,351	14,540,628	17,994,881
営業利益	1,758,271	2,039,645	2,469,161
税引前当期利益	1,594,570	1,852,097	2,475,904
親会社の所有者に帰属する当期利益	1,043,605	1,242,704	1,741,337
基本的１株当たり当期利益	127円07銭	150円58銭	209円88銭
総資産額	19,246,432	20,155,918	22,505,067
親会社の所有者に帰属する持分	8,633,853	9,933,252	12,177,215
１株当たり親会社所有者帰属持分	1,046円19銭	1,203円65銭	1,445円17銭

（注）１．国際会計基準（IFRS）への移行日が2020年11月１日であるため、第２期は記載しておりません。
２．基本的１株当たり当期利益は、期中平均発行済株式総数により、１株当たり親会社所有者帰属持分は、期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 対処すべき課題

① 技術者の確保及び育成

技術者人材の確保、技術者のスキルアップは、当社グループの成長における重要な経営課題であります。

採用者数の拡大施策としては、情報発信によるブランディング強化、自社メディア（セコカンＮＥＸＴ）での柔軟な採用、グループ採用による幅広い職種採用、採用フロー見直しによる遷移率の改善、潜在的見込応募者の発掘等を推進してまいります。退職率の低減施策としては、研修及び配属後のフォロー強化、サービス領域拡大による技術者の成長機会創出、顧客と技術者の関係性構築支援、技術者コミュニケーションプラットフォーム構築、退職懸念の早期発見と早期解決体制強化等を推進してまいります。人材育成施策としては、技術者数の増加や、事業領域の拡大に対応するため、各種研修プログラムや資格取得支援制度の拡充等により、広範囲、高品質、高効率な人材育成の仕組みを構築してまいります。

以上の施策により、採用者数の拡大と退職率の低減を図り、技術者の確保・育成に努めてまいります。

② テクノロジーの普及による省人化

中期的なテクノロジーの普及により、工事現場における省人化が進展することで、技術者の人材派遣需要が停滞（人数減、業務時間減）する可能性があります。一方では、建設業界へのＩＣＴ導入による効率化へのニーズが高まっているということでもあり、ＩＣＴ導入に係る人材需要に取組んでまいります。

③ 法改正への対応（長時間労働の抑制）

政府による「働き方改革」のもと、労働時間関連法令の改正や法令違反企業への罰則強化など、長時間労働に対する指導・監督が強化されております。時間外労働時間の上限規制も強化される中、建設業ではその適用を猶予されておりますが、2024年４月より適用されることとなります。派遣元である当社グループは、派遣先に対して当社グループの派遣技術社員が当社グループの36協定の範囲を超えて時間外労働を行うことがないように、勤怠状況を把握する体制を整備しており、派遣先に対する改善要請など、適切な対応を行っております。

④ 財務体質の強化

当社グループは、金融機関を貸付人とする借入契約を締結し多額の借入を行っており、また、多額ののれんを計上しております。当該のれんは、主に2019年11月に株式会社ワールドコーポレーションの株式を取得したことにより生じたものであります。今後は、事業拡大に伴う運転資金及び投資資金の確保、配当政策、有利子負債とのバランス等を勘案しつつ自己資本の拡充を図ってまいります。また、事業の収益力を高め、負債の削減に努めることで、財務体質の強化に努めてまいります。

（4）主要な事業内容（2023年10月31日現在）

当社グループは、持株会社である当社および連結子会社３社（株式会社ワールドコーポレーション、株式会社ＡＴＪＣ、株式会社コントラフト）、非連結子会社１社（一般社団法人全国建設請負業協会）により構成されております。当社は純粋持株会社として当社グループの経営管理、経営指導等を行っております。当社グループの事業会社は、建設業向けの技術者派遣、ＩＴ業界向けの技術者派遣・システムエンジニアリングサービスの提供を主な事業として取組んでおります。

当社グループは、『深刻化するプロ人材（注）の枯渇を解決し、日本を「課題解決先進国」にする。』をミッション（存在意義）として掲げております。

日本に限らず、先進国の多くは枯渇とも言えるレベルで「プロ人材の不足」に悩まされており、国・産業・企業それぞれの単位での隆盛に影響を与える大きな課題となっていると考えております。今日の日本では、少子化に伴う新規就業者数の減少等によってプロ人材は慢性的に不足しており、既存のプロ人材も高齢化が進んでおり技術の継承も課題となっております。また、かかるプロ人材の不足を補うことが期待されるＩＴ化・デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）による業務効率化も、当社グループが事業領域としている建設業をはじめとする多くの産業分野において遅れているのが現状です。当社グループは、このような「プロ人材不足による問題」を解決し、日本を「課題解決の先進国」に押し上げるという強い意思をミッションに込めております。

（注）当社では、プロ人材を「特定の産業分野で技術をもち、専門業務に従事する人材」と定義しております。

当社グループの事業における当社及び関係会社の位置付け並びにセグメントとの関連は、次のとおりであります。

① 建設ソリューション

株式会社ワールドコーポレーションにおいて、建設・プラント業界向けに、施工管理業務、ＣＡＤオペレーター等の技術者派遣を行うとともに、施工図作成の請負業務も行っております。主に、建築（オフィスビル、高層マンション、商業施設、ショッピングセンター、工場、医療福祉施設、耐震工事等）、土木（道路、河川、下水道、橋、ダム、トンネル、鉄道等）、空調衛生（高層ビル、マンション、工場等）、電気設備（高層マンション、商業施設、ショッピングセンター、工場、医療福祉施設等）を受注領域としております。東京のほか、北海道、東北、中部、関西、九州に事業拠点を有しており、全国的にサービス提供を行っております。営業活動においては、現場への直接営業に注力しており、決定権の大きい現場所長に対して直接的な受注・価格交渉を行っております。さらに、施工計画時から竣工時まで、タイミングごとの現場ニーズに合った提案を行うことも可能となっております。具体的な派遣現場事例としては、ＴＳＭＣの熊本工場建設工事、東京オリンピック関連施設建設工事、大都市における再開発案件、リニア中央新幹線や各種風力発電所の建設工事などが挙げられます。また、採用においては、大手求人メディアを活用した未経験者採用を中心としており、自社メディア（施工管理に特化した転職・求人情報サイト「セコカンＮＥＸＴ」）等による経験者採用も行っております。人材育成においては、当社グループがこれまで蓄積してきたノウハウを用いた若手人材の育成メソッドを確立し、未経験者を中心に建設業界の基礎知識や専門用語の研修を行うなど、経験年次に応じた育成体制を構築しております。

株式会社コントラフトにおいて、「職人（技能労働者）を探している企業」（求人企業）と「職人（技能労働者）として働きたい方」（求職者）のプラットフォームである「ジョブケンワーク」を運営し、建設業務有料職業紹介事業許可を有する一般社団法人全国建設請負業協会に求職者情報の提供を行っております。一般社団法人全国建設請負業協会では、職人（技能労働者）求職者の職業紹介を行っております。建設業就業者は、①ゼネコンや技術者派遣会社に雇用される施工管理技術者等の技術者、②専門工事会社等に雇用され、建設工事の直接的な作業を行う、技能を有する職人（技能労働者）、③個人事業主として建設業に従事する一人親方に大別され、株式会社コントラフト及び一般社団法人全国建設請負業協会は、主に職人（技能労働者）を対象として事業を展開しております。職人（技能労働者）の有料職業紹介を行うことができる認定団体は全国に３団体のみであります。このため、職人（技能労働者）の有料職業紹介は、殆ど実績が見られない全く新しい市場と捉えており、求職者・求人企業の獲得による事業基盤構築を進め、先行者としての優位なポジションの確立を目指してまいります。一方で、新市場での事業展開であるため、職人（技能労働者）の有料職業紹介事業が想定通りに拡大しない可能性もあります。

② ITソリューション

株式会社ＡＴＪＣにて、ＩＴソリューション事業を展開しております。

株式会社ＡＴＪＣにおいて、Ｓｉｅｒ等の開発案件・インフラ管理業務に対して、ＩＴ技術者等の人材派遣やＳＥＳ（システムエンジニアリングサービス）契約による受託を行っております。主なエンドユーザーとしては、通信業、金融業向けの開発案件が挙げられます。また、採用においては、未経験者採用を中心としております。

(5) 主要な事業所等（2023年10月31日現在）

① 当社

拠点名	所在地
本社	東京都千代田区

② 主要な子会社

会社名	所在地
株式会社ワールドコーポレーション	本社：東京都千代田区
株式会社ATJC	本社：東京都千代田区
株式会社コントラフト	本社：東京都千代田区

(6) 従業員の状況（2023年10月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

報告セグメント	従業員数（名）
建設ソリューション	2,807
ITソリューション	388
全社（共通）	24
合計	3,219

（注）従業員数は、就業人員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続期間
24名	6名増	42.3歳	4.4年

（注）1．従業員数は、就業人員数であります。
2．平均勤続年数は、当社グループ内での勤続年数を通算しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ワールドコーポレーション	10,000千円	100%	施工管理技術者派遣、CADオペレーター技術者派遣、施工図作成
株式会社ATJC	48,000千円	100%	IT技術者派遣/SES（システムエンジニアリングサービス）
株式会社コントラフト	25,000千円	100%	職人職業紹介の人材プラットフォーム運営

③ 特定完全子会社に関する事項

会　社　名	住　　所	帳簿価額の合計額	当社の資産総額
株式会社ワールドコーポレーション	東京都千代田区二番町３番地５	16,069,131千円	19,423,220千円

(8) 主要な借入先及び借入額（2023年10月31日現在）

借　入　先	借　入　額
タームローン（注）	4,285,716千円
コミットメントライン（注）	2,000,000千円

（注）タームローン及びコミットメントラインは、株式会社三井住友銀行をエージェントとする他９行からの融資によるものであります。なお、コミットメントライン契約は借入限度額2,000百万円の内、全額を実行しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社株式は、2023年7月21日に東京証券取引所グロース市場に上場致しました。

2．会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　33,000,000株

（2）発行済株式の総数　8,426,130株

（3）当事業年度末の株主数　4,323名

（4）大株主

株　主　名	持 株 数	持株比率
株式会社村松屋商店	2,952,630株	35.04%
投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズV号	1,049,655株	12.46%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	520,300株	6.17%
AP CAYMAN PARTNERS III, L.P.	358,976株	4.26%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE UKAI AIF CLIENTS NON LENDING 10PCT TREATY ACCOUNT	205,000株	2.43%
上田八木短資株式会社	171,800株	2.04%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IDEU UCITS CLIENTS NON TREATY ACCOUNT 15.315 PCT	148,500株	1.76%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG（FE－AC）	143,986株	1.71%
沓澤　広道	115,000株	1.36%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS－MARGIN（CASHPB）	93,100株	1.10%

（注）1．2023年7月20日を払込期日とするブックビルディング方式による募集株式の発行により、発行済株式の総数は150,000株増加しております。
2．当事業年度中の新株予約権の行使により、発行済株式の総数は23,500株増加しております。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議の日	2020年12月14日	2020年12月14日	2021年12月13日	2022年９月14日
新株予約権の数	3,500個	119,139個	5,000個	3,001個
保有人数	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）１名	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）１名	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）１名	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）１名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 3,500株	当社普通株式 119,139株	当社普通株式 5,000株	当社普通株式 3,001株
新株予約権の発行価額	無償	１個当たり75円	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１個当たり 1,000円	１個当たり 1,000円	１個当たり 1,000円	１個当たり 1,000円
新株予約権の行使期間	2022年12月22日から 2030年12月13日	2022年12月22日から 2030年12月13日	2023年12月31日から 2031年12月12日	2024年10月８日から 2032年９月14日
新株予約権の主な行使条件	① 新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員たる地位またはこれらに準じる地位をいずれも失ったときは、新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。 ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。			

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社の役員に関する事項

(1) 取締役の状況

氏　　名	地　　位	担当及び重要な兼職の状況
小　林　　良	代表取締役	株式会社ワールドコーポレーション　代表取締役 株式会社ATJC　取締役
柴　田　直　樹	専務取締役	株式会社ワールドコーポレーション　専務取締役 株式会社ATJC　取締役 株式会社コントラフト　代表取締役
野　尻　悠　太	取締役	株式会社ワールドコーポレーション　取締役
小　坂　雄　介	取締役	株式会社アドバンテッジパートナーズ　パートナー 株式会社ワールドコーポレーション　取締役
羽　鳥　良　彰	取締役 (常勤監査等委員)	株式会社ワールドコーポレーション　監査役 株式会社ATJC　監査役 羽鳥良彰公認会計士事務所　所長 日本公認会計士協会　修了考査運営委員会運営委員
島　田　圭　子	取締役 (監査等委員)	ラッセル・レイノルズ・アソシエイツ・ジャパン・インク マネージングディレクター
西　村　隆　志	取締役 (監査等委員)	株式会社アドバンテッジパートナーズ　プリンシパル 株式会社ワールドコーポレーション　取締役 株式会社庫や　取締役 株式会社日本銘菓総本舗　取締役 株式会社キット　取締役 株式会社ハマエンジニアリング　取締役 ウォッチニアン株式会社　取締役 株式会社ネットジャパン　取締役 ウォッチニアングループ株式会社　取締役

(注) 1．取締役（監査等委員）羽鳥良彰氏、島田圭子氏、西村隆志氏は、社外取締役であります。
2．当社は、取締役（監査等委員）羽鳥良彰氏及び島田圭子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3．取締役（監査等委員）羽鳥良彰氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．取締役（監査等委員）羽鳥良彰氏は、常勤の監査等委員であります。当社は、内部監査室との十分な連携を通じて情報収集の充実を図り、監査等委員会への情報提供を充実させることにより、監査の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
5．取締役（監査等委員）花房恵美子氏は、2023年３月28日付にて、辞任により退任いたしました。同氏は、株式会社アドバンテッジパートナーズのヴァイスプレジデントであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役との間で、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び会社法上の子会社の役員であります。被保険者の職務の執行に関し損害賠償請求等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。ただし、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法令違反など、一定の行為に起因する賠償請求に対しての免責事項があります。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が2022年8月17日に開催された取締役会において決定した報酬等の内容の決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次の通りです。

・取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項目において、「取締役」という。）の報酬等として、月額固定報酬等を支給し、その額は、企業業績、関連業界の他社の報酬等といった定量的な要素に加え、各取締役の経営能力、功績、貢献度等の定性的な要素も考慮した上で決定する。

② 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査等委員である取締役の報酬等の額は、株主総会で定められた報酬総額の限度内において、監査等委員会監査における各委員の貢献度等を勘案して、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	95,115 (-)	95,115 (-)	－	－	4 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	12,108 (12,108)	12,108 (12,108)	－	－	4 (4)

（注）1. 当事業年度末日時点の取締役（監査等委員を除く。）は４名、取締役（監査等委員）は３名（うち社外取締役は３名）であります。
2. 上記の対象となる役員の員数には、無報酬の者を含めております。
3. 当社の取締役の報酬限度額は、2023年１月30日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は年額150,000千円以内、2022年８月29日開催の臨時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬額は年額12,108千円以内と決議されております。当該株主総会決議時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は４名、監査等委員である取締役の員数は4名であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役（監査等委員）である羽鳥良彰氏は、公認会計士であります。当社と兼職先との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）である島田圭子氏は、ラッセル・レイノルズ・アソシエイツ・ジャパン・インクのマネージングディレクターであります。当社と兼職先との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）である西村隆志氏は、株式会社アドバンテッジパートナーズのプリンシパルであります。当社はアドバンテッジパートナーズがサービスを提供するファンド（以下、「APファンド」という。）から、純投資を目的とした出資を受けております。同氏が株式会社アドバンテッジパートナーズから派遣されていることを除き、当社と兼職先との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）である花房恵美子氏は、株式会社アドバンテッジパートナーズのヴァイスプレジデントであります。当社はAPファンドから、純投資を目的とした出資を受けております。同氏が株式会社アドバンテッジパートナーズから派遣されていることを除き、当社と兼職先との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主な活動状況
取締役（監査等委員）	羽　鳥　良　彰	当事業年度に開催した20回の取締役会のうち20回に出席、また、16回の監査等委員会のうち16回に出席し、公認会計士として会計分野における専門知識と長年にわたる豊富な経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
取締役（監査等委員）	島　田　圭　子	当事業年度に開催した20回の取締役会のうち20回に出席、また、16回の監査等委員会のうち16回に出席し、組織・人事コンサルティング業界での豊富な知識と経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
取締役（監査等委員）	西　村　隆　志	当事業年度に開催した20回の取締役会のうち20回に出席、また、16回の監査等委員会のうち16回に出席し、事業運営及び経営指導に係る豊富な経験及び高い見識を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
取締役（監査等委員）	花　房　恵　美　子	退任までの当事業年度に開催した８回の取締役会のうち８回に出席、また、９回の監査等委員会のうち９回に出席し、事業運営及び経営指導に係る豊富な経験及び高い見識を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

5．会計監査人の状況

(1) 名称

監査法人Ａ＆Ａパートナーズ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46,500千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、監査法人Ａ＆Ａパートナーズに対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社グループは、取締役会において、内部統制に関する基本方針について、以下のとおり決定しております。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレート・ガバナンス

＜取締役及び取締役会＞

・取締役会は、法令･定款等に則り、経営の重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督する。

・取締役は、取締役会が決定する業務担当に基づき、法令、定款、及び社内規程に則り業務を執行し、３か月に一度以上業務執行状況を取締役会に報告する。

・取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会又は監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。

・コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、社外取締役を選任する。

＜監査等委員会又は監査役＞

・監査等委員会又は監査役は、法令の定める権限を行使するとともに、内部監査室及び会計監査人と連携して、「監査等委員会規程」「監査等委員会監査等基準」「監査役協議会規程」「監査役監査基準」等に則り、取締役の職務執行を監査する。

(2) コンプライアンス

＜コンプライアンス体制＞

・役員及び従業員がコンプライアンスに適った企業活動を実践するため、「グループ・コンプライアンス・マニュアル」その他の行動規範を定める。その目的達成のため、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、諸施策を協議する。

＜内部通報制度＞

・コンプライアンスの相談・報告窓口として、内部通報窓口を設置し、法令違反や会社の行動規範違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。

＜反社会的勢力との関係遮断＞

・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

(3) 内部監査

・業務執行者の職務執行の妥当性及びコンプライアンスの状況につき調査するため、代表取締役直轄の組織として内部監査室を設置し、内部監査室による内部監査を実施する。内部監査の結果は定期的に取締役会に報告されるものとする。

(4) 懲戒処分

・役員及び従業員の職務の執行により法令違反等が生じた場合、役員については会社法等に照らし、従業員については「就業規則」などに則り、厳正な処分を行う。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・情報セキュリティについては、「グループ情報セキュリティ規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施し、情報流出を防止するための体制を整備する。

・各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。

・株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。

・個人情報については、法令に基づき厳重に管理する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）リスク管理

・リスク管理は、「グループ・リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施する。

・当社代表取締役を委員長とした「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置する。当該委員会にて、会社及びグループのリスクの統括管理及びコンプライアンスに関する個別課題についての協議を行い、取締役会への報告を行う。

（2）危機管理

・自然災害など重大事態が発生した場合に備えて「グループ緊急事態対応マニュアル」を策定している。緊急事態が発生した場合又は発生が予想される場合には、場合によっては当社代表取締役を室長とする緊急事態対策室を設置し、損害・損失等を最小限にとどめるための具体策を迅速に決定・実行する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は、原則として月１回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。

・取締役会は、中期経営目標並びに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。取締役及び執行役員の職務執行状況については、適宜、取締役会に報告する。

・取締役会において各役員の担当を決定するとともに、諸規程において各役員・従業員の役割分担、権限、責任及び意思決定のルールを明確に定める。

5．企業集団における業務の適正を確保するための体制

・会社は、グループの遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行う。

・会社は、グループの経営の健全性及び効率性の向上を図るため、各子会社について、取締役を必要に応じて派遣するとともに、会社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う。

・主管部門は、主管する子会社がその業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導及び支援する。

・内部監査室は、グループの業務の適正性について監査を行う。また、内部監査人を有する子会社については、当該内部監査人と連携して行う。
・監査等委員会は、往査を含め、子会社の監査を行うとともに、グループにおける業務の適正の確保のため、監査に関して子会社の監査役と意見交換等を行い、連携を図る。
・会社の内部通報窓口は、グループの役員・従業員のほか取引先などの社外からの相談も受け付ける。
・会社の各部門及び子会社は、自らの業務の遂行に当たり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。
・グループは、連結財務諸表等の財務報告について、信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするために必要な体制及びグループ各社が有する資産の取得・保管・処分が適正になされるために必要な体制を整備する。また、適時適正な情報開示を行うために必要な体制を整備する。

6．監査等委員会又は監査役の職務を補助すべき使用人、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査等委員会又は監査役の職務遂行を補助するため、必要に応じて監査等委員会又は監査役直轄の専任部署を設置し、専任の人員を配置する。
・監査等委員会又は監査役より監査業務の補助の要請を受けた人員は、取締役及び上長の指揮・命令は受けないものとする。
・当該人員の人事考課、異動、懲戒等については、監査等委員会又は監査役との協議により定めるものとする。

7．取締役及び使用人が監査等委員会又は監査役に報告するための体制その他の監査等委員会又は監査役への報告に関する体制
・監査等委員会又は監査役は、取締役会に出席し、取締役から、業務執行の状況その他重要事項の報告を受ける他、その他重要な会議に出席する。
・取締役及び使用人は、監査等委員会又は監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。また、会社は、子会社の取締役、監査等委員会又は監査役及び使用人が、監査等委員会又は監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行うよう指導する。
・各部門長は、その職務の内容に応じ、定期的に監査等委員会又は監査役に対する報告を行う。
・監査等委員会又は監査役は、内部通報窓口の利用状況を確認する。
・重要な決裁書類は、監査等委員会又は監査役の閲覧に供する。

8．監査等委員会又は監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・「グループ・リスクマネジメント・コンプライアンス規程」及び「グループ内部通報規程」に基づき、違法行為等に対し通報した者が当該通報を理由として不利益な処分を受けることのないよう適切な措置を講じる。

9．監査等委員会又は監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査等委員会又は監査役は、内部監査室及び会計監査人より、それぞれ監査計画を事前に受領するとともに、定例会議を開催し、監査方針及び監査結果報告にかかる意見交換を行う。
・監査等委員会又は監査役は、随時会計データ等の社内資料データを閲覧することができる。
・監査等委員会は、月１回定時に監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行う。
10．監査等委員会又は監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他監査費用等の処理に係る方針に関する事項
・監査等委員会又は監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めた場合は、これに応じる。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行について

当事業年度において、取締役会を20回開催しており、法令、定款及び取締役会規程等に定められた事項の審議・決定及び取締役の業務執行状況を監督・監視しております。

② 取締役（監査等委員）の職務遂行について

取締役（監査等委員）は、当事業年度において、監査等委員会を16回開催しており、監査等委員会において定めた監査計画に基づき取締役会を含む重要な会議への出席、会計監査人及び内部監査室との定期的な連携等を行い、取締役の職務執行について監査しております。

③ リスク管理及びコンプライアンスについて

当事業年度において、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を４回開催し、事業運営上のリスクについて評価・対策等の協議を行い、全社的なコンプライアンス体制の強化について検討しております。また、当社グループの役職員を対象としたコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めております。

④ 内部監査の状況について

内部監査室は、代表取締役の承認を得た監査計画に基づいて監査を実施しております。監査結果については、代表取締役に報告したうえで、監査対象部門への改善指示を行い、フォローアップ監査により改善状況を確認しております。また、効果的かつ効率的な内部監査を実施するため、常勤監査等委員と日常的に監査状況についての情報共有を行うほか、内部監査室、会計監査人、監査等委員会の３者面談を実施し、監査内容等について情報共有・意見交換を行っております。

７．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年２回を基本的な方針としております。また、当社は剰余金

の配当を取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。
　また、機動的な資本政策の必要性や財務状況に与える影響等を勘案し自己株式の取得も適宜実施していきます。
　内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開の備えにすると同時に、M&A等を通じた当社グループの成長と財務体質の改善に投入していくこととしております。
　当事業年度の期末配当は１株当たり95円とさせていただく予定です。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書

(2023年10月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
【流動資産】	7,060,690	【流動負債】	6,287,444
現金及び現金同等物	4,083,222	営業債務	29,759
営業債権	2,766,608	借入金	2,714,284
その他の金融資産	10,029	リース負債	201,788
その他の流動資産	200,829	未払法人所得税	492,821
【非流動資産】	15,444,376	その他の金融負債	112,671
有形固定資産	170,795	その他の流動負債	2,736,118
使用権資産	357,446	【非流動負債】	4,040,407
のれん	14,074,688	借入金	3,571,432
無形資産	27,923	リース負債	125,343
その他の金融資産	319,788	退職給付に係る負債	230,796
繰延税金資産	492,491	引当金	112,835
その他の非流動資産	1,241	負債合計	10,327,852
		資本の部	
		【親会社の所有者に帰属する持分】	12,177,215
		資本金	248,368
		資本剰余金	8,397,663
		利益剰余金	3,319,560
		その他の資本の構成要素	211,622
		資本合計	12,177,215
資産合計	22,505,067	負債及び資本合計	22,505,067

連結損益計算書

（自　2022年11月１日
至　2023年10月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上収益	17,994,881
売上原価	△12,825,513
売上総利益	5,169,367
販売費及び一般管理費	△2,710,325
その他の収益	26,202
その他の費用	△16,082
営業利益	2,469,161
金融収益	57,272
金融費用	△50,529
税引前当期利益	2,475,904
法人所得税費用	△734,567
当期利益	1,741,337
親会社の所有者	1,741,337
当期利益	1,741,337

連結持分変動計算書

（自　2022年11月 1 日
至　2023年10月31日）

（単位：千円）

	親会社の所有者に帰属する持分							資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の構成要素			合計	
				新株予約権	確定給付制度の再測定	合計		
当期首残高	50,000	8,202,630	1,556,950	123,670	-	123,670	9,933,252	9,933,252
当期利益	-	-	1,741,337	-	-	-	1,741,337	1,741,337
その他の包括利益	-	-	-	-	7,642	7,642	7,642	7,642
当期包括利益	-	-	1,741,337	-	7,642	7,642	1,748,979	1,748,979
新株の発行	186,618	183,282	-	-	-	-	369,901	369,901
新株の発行（新株予約権の行使）	11,750	11,750	-	-	-	-	23,500	23,500
株式報酬	-	-	-	101,581	-	101,581	101,581	101,581
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	-	-	21,272	△13,630	△7,642	△21,272	-	-
所有者との取引額等合計	198,368	195,032	21,272	87,951	△7,642	80,308	494,983	494,983
当期末残高	248,368	8,397,663	3,319,560	211,622	-	211,622	12,177,215	12,177,215

連 結 注 記 表

（自　2022年11月1日　至　2023年10月31日）

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

（1）連結計算書類の作成基準

当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第１項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

（2）連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数　　３社

連結子会社の名称　株式会社ワールドコーポレーション
株式会社ＡＴＪＣ
株式会社コントラフト

（3）会計方針に関する事項

①　金融資産の評価基準及び評価方法

(a)　当初認識及び測定

当社グループでは、金融資産は、契約条項の当事者となった取引日に当初認識しております。営業債権については、これらの発生日に当初認識しております。

当社グループは、金融資産について、償却原価で測定する金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に、当初認識時において分類しております。

(i)　償却原価で測定する金融資産

以下の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(ii)　純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

当初認識時において、金融資産をその公正価値で測定し、金融資産が純損益を通じて公正価値で測定するものでない場合には、金融資産の取得に直接起因する取引コストを加算しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取引コストは、純損益に認識しております。

(b) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて次のとおりに測定しております。

(i) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価で測定しております。また、償却原価で測定する金融資産に係る利息発生額は連結損益計算書の「金融収益」に含まれております。

(ii) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しております。

(c) 金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、報告期間の末日ごとに、金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かは、当初認識時における債務不履行発生リスクと各報告期間の末日における債務不履行発生リスクを比較して判断しております。

債務不履行に該当した場合は信用減損の客観的な証拠が存在すると判断し、信用減損金融資産に分類しております。

ただし、営業債権については、常に、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒が法的に確定した段階で、予想信用損失を帳簿価額から直接償却しております。

(d) 認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、又は、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

② 金融負債の評価基準及び評価方法

(a) 当初認識及び測定

金融負債は、契約条項の当事者となった取引日に当初認識し、償却原価で測定する金融負債に分類しております。すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接起因する取引コストを控除した金額で測定しております。

(b) 事後測定

償却原価で測定する金融負債

金融負債については、実効金利法を用いて償却原価で測定しております。また、償却原価で測定する金融負債に係る利息発生額は連結損益計算書の「金融費用」に含まれております。

(c) 認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消、又は失効となった場合に、金融負債の認識を中止しております。

③ 有形固定資産の評価基準、評価方法及び減価償却方法

有形固定資産

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、購入価格、当該資産を意図した方法で稼働可能にするために必要な場所及び状態におくことに直接起因するコスト並びに、当該資産項目の解体及び除去コストが含まれております。

有形固定資産の取得原価から残存価額を控除した償却可能額を耐用年数にわたって、定額法により減価償却しております。主な有形固定資産の耐用年数は、次のとおりです。

建物及び構築物	6～18年
工具器具及び備品	2～15年
車両運搬具	2年

有形固定資産の残存価額、耐用年数及び減価償却方法は各連結会計年度の末日には再検討を行い、必要に応じて見積りを変更しております。

④ のれん及び無形資産の評価基準、評価方法及び償却方法

イ. のれん

当初認識時におけるのれんは、取得対価が取得日時点における識別可能な資産及び負債の正味価額を上回る場合に、その超過額として測定しております。

当初認識後ののれんについては、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

減損については、「⑥非金融資産の減損」に記載しております。

ロ. 無形資産

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

(a) 個別に取得した無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

(b) 企業結合で取得した無形資産

企業結合で取得した無形資産の取得原価は、取得日現在の公正価値で測定しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、当該資産の耐用年数にわたり定額法により償却しております。

償却は、当該資産が使用可能となった時点に開始しております。主な無形資産の耐用年数は、次のとおりです。

ソフトウエア　　5年

耐用年数を確定できる無形資産の耐用年数及び償却方法は各連結会計年度の末日には再検討を行い、必要に応じて見積りを変更しております。

⑤　リース

当社グループは、契約の開始時に、当該契約がリース又はリースを含んだものであるのかどうかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでおります。

借手としてのリース

リースの開始日において、使用権資産及びリース負債を認識しております。使用権資産は開始日において取得原価で測定しております。開始日後においては、原価モデルを適用して、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。原資産の所有権がリース期間の終了時までに借手に移転する場合又は、使用権資産の取得原価が購入オプションを行使することを反映している場合には、使用権資産を開始日から原資産の耐用年数の終了時まで、定額法により減価償却しております。それ以外の場合は、開始日から使用権資産の耐用年数又はリース期間の終了時のいずれか早いときまで減価償却しております。リース期間は、リースの解約不能期間に、行使することが合理的に確実な延長オプション又は行使しないことが合理的に確実な解約オプションの期間を加えて決定しております。

リース負債は、開始日において同日現在で支払われていないリース料を割り引いた現在価値で測定しております。通常、追加借入利子率を割引率として用いております。開始日後においては、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減しております。リース負債を見直した場合又はリースの条件変更が行われた場合には、リース負債を再測定し使用権資産を修正しております。

なお、短期リース及び少額資産のリースについてIFRS第16号「リース」第６項を適用し、リース料をリース期間にわたり定額法により費用認識しております。

⑥　非金融資産の減損

当社グループは、報告期間の末日ごとに資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っております。減損の兆候の有無にかかわらず、耐用年数を確定できない無形資産又は未だ使用可能ではない無形資産、及びのれんについては毎期減損テストを実施しております。

回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額としております。個別資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を算定しております。

使用価値は、資産の継続的使用及び最終的な処分から発生する将来キャッシュ・インフロー及びアウトフローの見積額を貨幣の時間価値及び当該資産の固有のリスクの市場評価を反映した税引前の割引率により割り引いて算定した現在価値です。

資産又は資金生成単位の回収可能価額が当該資産又は資金生成単位の帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識しております。減損損失は、直ちに純損益として認識しております。

過去の期間において、のれん以外の資産について認識した減損損失は、減損損失が最後に認識された以後、認識した減損損失がもはや存在しないか、あるいは減少している可能性を示す兆候に基づき、当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合にのみ、戻し入れております。

⑦　重要な引当金の計上基準

当社グループは、過去の事象の結果として、合理的に見積り可能な法的又は推定的債務を現在の負債として負っており、当該債務を決済するために経済的便益の流出が生じる可能性が高い場合に、引当金を認識しております。

当社グループは、連結会計年度の末日における現在の債務を決済するために要する支出（将来キャッシュ・フロー）の最善の見積りを行い測定しております。貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、見積られた将来キャッシュ・フローをその負債に固有のリスクを反映させた税引前の割引率で割り引いた現在価値で測定しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

なお、当社グループの主な引当金は次のとおりです。

資産除去債務

資産除去債務は、建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等です。資産除去債務は、資産除去に要するキャッシュ・フローを合理的に見積り、それを将来キャッシュ・フローが発生する時点までの期間に対応した貨幣の時間価値を反映した無リスクの税引前の利率で割り引いて測定しております。

⑧　従業員給付

イ. 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。賞与及び有給休暇費用については、当社グループが、従業員から過去に提供された勤務の対価として支払うべき現在の法的又は、推定的債務を負っており、かつ、その金額について信頼性をもって見積ることができる場合、それらの制度に基づいて支払われると見積られる金額を負債として認識しております。

ロ. 退職給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度を採用しております。

確定給付負債は、確定給付制度債務の現在価値を退職給付に係る負債として連結財政状態計算書で認識しております。確定給付制度債務は、予測単位積増方式に基づいて算定され、その現在価値は、将来

の予想支払額に割引率を適用して算定しております。割引率は、給付が見込まれる期間に近似した満期を有する優良社債の利回りを参照して決定しております。

勤務費用及び確定給付負債の純額に係る利息純額は純損益として認識しております。

数理計算上の差異については、それが生じた期間において確定給付制度に係る再測定としてその他の包括利益に認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金へ振替えております。

⑨ 顧客との契約から生じる収益

当社グループでは、顧客との契約について、以下の５ステップアプローチに基づき、約束した役務を顧客に移転し、顧客が当該役務に対する支配を獲得した時点にて収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：取引価格を契約における履行義務に配分する。
ステップ５：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点等は以下のとおりです。

イ. 建設ソリューション

建設ソリューションでは、建設会社等へ、当社グループとの間で雇用契約を締結した施工管理技術者を派遣するサービスを主に提供しております。当該サービスは、契約期間にわたりサービスに対する支配が顧客に移転することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、派遣期間の稼働実績に応じて収益認識しております。

取引の対価は、労働の対価としての時間請求となっており、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。また取引の対価は月次で請求し、請求後、概ね２ヶ月以内に受領しており、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

ロ. ITソリューション

ITソリューションでは、IT業界向けの技術者派遣・システムエンジニアリングサービスの提供を主な事業として行っており、当社グループとの間で雇用契約を締結した技術者を派遣するサービスを提供しております。

当該サービスは、契約期間にわたりサービスに対する支配が顧客に移転することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、派遣期間の稼働実績に応じて収益認識しております。

取引の対価は、労働の対価としての時間請求となっており、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。また取引の対価は月次で請求し、請求後、概ね２ヶ月以内に受領しており、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。ただし、実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結計算書類の金額に特に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりであります。

（のれんの評価）

当連結会計年度の連結財政状態計算書へのれん14,074,688千円を計上しております。

当社グループは、のれんの償却は行わず、毎期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、回収可能価額を見積り、減損テストを実施しております。減損テストは、資金生成単位の帳簿価額と回収可能価額を比較することにより実施し、回収可能価額が資金生成単位に割当てられた資産の帳簿価額を下回る場合には、その超過額を減損損失として認識しております。回収可能価額の見積りには経営者が管理不能な不確実性が含まれており、予測不能な前提条件の変化等によりのれんの評価が変動する可能性があり、この場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において減損損失を計上する可能性があります。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) コミットメントライン契約及び財務制限条項

当社は、運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次の通りであります。

コミットメントラインの総額	2,000,000千円
借入実行残高	2,000,000千円
差引額	-千円

なお、当社の金融機関からの借入金については、以下の財務制限条項が付されております。

① 純資産

2022年10月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における借入人の連結ベースの貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2021年10月期末日における借入人の連結ベースの貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75％に相当する金額、又は直近の事業年度末日における借入人の連結ベースの貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75％に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

② 利益維持

2022年10月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における借入人の連結ベースの経常利益（ただし、のれん資産の償却費の額を足し戻した金額とする。）を２期連続して負の値としないこと。

(2) 資産から直接控除した引当金

営業債権	4,506千円
その他の非流動資産	6,269千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 41,195千円

(4) 当座借越契約

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座借越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座借越極度限度額	500,000千円
借越実行残高	-千円
差引額	500,000千円

4. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 8,426,130株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年１月30日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	800,482	95.00	2023年10月31日	2024年１月31日

(3) 新株予約権等に関する事項

当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類および数

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	126,460株	119,139株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 資本管理

当社グループは、適切な資本比率を維持し株主価値を最大化するため、適切な配当金の決定、自己株式の取得、新株予約権の付与、他人資本又は自己資本による資金調達を実施します。

当社グループが資本管理において用いる主な指標は、以下のとおりです。

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制(会社法等の一般的な規定を除く)はありません。

(単位：千円)

有利子負債	6,612,847
控除：現金及び現金同等物	4,083,222
純有利子負債	2,529,625
自己資本額	12,177,215
自己資本比率（%）	54.1

(注) 1．自己資本額：親会社の所有者に帰属する持分合計
2．自己資本比率：自己資本額／負債及び資本合計

また、有利子負債に付されている財務制限条項については、「3．連結財政状態計算書に関する注記 (1)コミットメントライン契約及び財務制限条項」をご参照ください。

② 財務上のリスク管理

当社グループは、事業活動を遂行する過程において、様々な財務上のリスク(信用リスク、流動性リスク及び市場リスク)に晒されております。そのため、定期的に財務上のリスクのモニタリングを行い、リスクを回避又は低減するための対応を必要に応じて実施しております。

当社グループは、投機目的でのデリバティブ取引は行っておりません。

イ. 信用リスク

事業活動から生じる営業債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

当社は、グループ与信管理規程に従い、営業債権である売掛金について、経理財務部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。なお、当社グループは、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

連結会計年度の末日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、金融資産の減損後の帳簿価額となりますが、過年度において重要な貸倒損失を認識した実績はありません。

ロ. 流動性リスク

当社グループは、支払債務の履行が困難になる流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクに関し、当社グループは運転資金の効率的な管理による資本効率の最適化により資金管理の維持に努めております。また、当社グループは各部門からの報告に基づき経理財務部が適時に資金繰計画を作成、更新し、流動性リスクを管理しております。

なお、当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため複数の金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

ハ. 市場リスク

市場環境が変動するリスクにおいて、当社グループが晒されている主要なものは金利リスクになります。当社グループは、借入金について変動金利を適用しており、金利変動リスクに晒されております。当社グループは、借入条件を適時に見直すことにより、金利変動リスクの低減を図っております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

① 金融商品の公正価値と帳簿価額の比較

金融商品の公正価値と帳簿価額の比較は、以下のとおりです。なお、現金及び現金同等物、営業債権、負債性金融資産、営業債務及び短期借入金は短期で決済され、公正価値と帳簿価額が近似しているため、以下の表中には含めておりません。

(単位：千円)

	帳簿価額	公正価値	差額
金融負債 償却原価で測定する金融負債 長期借入金（注１）	4,285,716	4,285,716	-
合計	4,285,716	4,285,716	-

(注) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

② 金融商品の公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は、以下のとおりです。

イ. 現金及び現金同等物、営業債権

これらはすべて短期で決済されるため、公正価値は帳簿価額と近似しております。

ロ. 資本性金融資産及び負債性金融資産

資本性金融資産は、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法等、適切な評価技法を用いて公正価値を算出しており、レベル３に分類しております。

負債性金融資産は、元利金の受取見込額を新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により測定しており、レベル２に分類しております。

ハ. 営業債務、短期借入金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、公正価値は帳簿価額と近似しております。

ニ. 長期借入金

長期借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映することから、帳簿価額が公正価値に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

公正価値ヒエラルキーのレベルは２に区分しております。

(3) 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル１からレベル３まで分類しております。

レベル１：活発な市場における同一の資産または負債の市場価格(無調整)により測定した公正価値

レベル２：レベル１以外の観察可能な価格を直接又は間接的に使用して測定した公正価値

レベル３：観察不能なインプットを含む評価技法から測定した公正価値

① 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

(単位：千円)

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
基金	-	-	90,500	90,500
その他	-	20,430	-	20,430
合計	-	20,430	90,500	110,930

② レベル３に分類した金融商品の評価プロセス

レベル３に区分した金融商品については、金融商品の性質、特徴及びリスクを最も適切に反映できる評価技法及びインプットを用いて、公正価値を測定しております。公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しております。

③　レベル３に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表

レベル３に分類された金融商品の期首から期末までの変動は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	純損益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産
期首残高	40,500
利得及び損失合計	
純損益	-
購入	50,000
売却	-
その他	-
期末残高	90,500

6. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

売上収益はすべて顧客からの契約から生じたものであり、分解した売上収益とセグメントとの関連は、以下のとおりです。なお、顧客との契約における履行義務の充足の時期の決定等については、「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 ⑨顧客との契約から生じる収益」に記載のとおりです。

(単位：千円)

セグメント	建設ソリューション	ITソリューション	合計
主要なサービス			
人材派遣	16,044,957	1,949,923	17,994,881
合計	16,044,957	1,949,923	17,994,881

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた契約残高は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	2,297,822	2,766,608
契約負債	5,291	7,205

(注) 1. 契約負債は、主に、取引条件に基づきサービス提供前に顧客から受け取った1ヶ月分の前受金に関するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。
2. 当連結会計年度における契約負債の期首残高のうち、報告期間中に認識した売上収益の金額は5,291千円です。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分　1,445.17円
基本的1株当たり当期利益　209.88円

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年10月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
【流動資産】	2,134,972	【流動負債】	2,831,882
現金及び預金	2,114,306	短期借入金	2,000,000
前払費用	18,931	1年内返済予定長期借入金	714,284
その他	1,735	未払金	1,823
【固定資産】	17,288,247	未払費用	29,998
(無形固定資産)	6,332	未払法人税等	23,614
ソフトウエア	6,332	預り金	6,421
(投資その他の資産)	17,281,915	賞与引当金	27,172
関係会社株式	17,244,819	その他	28,567
長期前払費用	1,135	【固定負債】	3,571,432
繰延税金資産	35,950	長期借入金	3,571,432
その他	10	負債合計	6,403,314
		純資産の部	
		【株主資本】	13,010,970
		資本金	248,368
		資本剰余金	8,400,999
		資本準備金	5,745,999
		その他資本剰余金	2,655,000
		利益剰余金	4,361,602
		その他利益剰余金	4,361,602
		繰越利益剰余金	4,361,602
		【新株予約権】	8,935
		純資産合計	13,019,905
資産合計	19,423,220	負債・純資産合計	19,423,220

損 益 計 算 書

（自　2022年11月 1 日
至　2023年10月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		5,676,757
営業費用		558,226
営業利益		5,118,531
営業外収益		
受取利息	1	
その他	0	1
営業外費用		
支払利息	74,488	
支払手数料	9,069	83,557
経常利益		5,034,976
税引前当期純利益		5,034,976
法人税、住民税及び事業税	11,828	
法人税等調整額	△17,582	△5,753
当期純利益		5,040,729

株主資本等変動計算書

（自　2022年11月 1 日）
（至　2023年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	50,000	5,547,630	2,655,000	8,202,630
当期変動額				
新株の発行	186,618	186,618		186,618
新株の発行（新株予約権の行使）	11,750	11,750		11,750
当期純利益				
当期変動額合計	198,368	198,368	-	198,368
当期末残高	248,368	5,745,999	2,655,000	8,400,999

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	△679,127	△679,127	7,573,503	8,935	7,582,438
当期変動額					
新株の発行			373,237		373,237
新株の発行（新株予約権の行使）			23,500		23,500
当期純利益	5,040,729	5,040,729	5,040,729		5,040,729
当期変動額合計	5,040,729	5,040,729	5,437,467	-	5,437,467
当期末残高	4,361,602	4,361,602	13,010,970	8,935	13,019,905

個 別 注 記 表

（自　2022年11月1日　至　2023年10月31日）

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式……移動平均法による原価法により評価しております。

（2）固定資産の減価償却の方法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

（3）引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担する金額を計上しております。

（4）収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料及び受取配当金であります。経営指導料は、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。受取配当金は、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

2．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	17,244,819千円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、市場価格のない株式であるため、取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、当該株式の発行会社の財務状況の悪化により実質価格が著しく低下し、関係会社株式評価損が発生した場合には、翌事業年度の計算書類に重大な影響を与える可能性があります。

3．貸借対照表に関する注記

(1) コミットメントライン契約及び財務制限条項

当社は、運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次の通りであります。

コミットメントラインの総額	2,000,000千円
借入実行残高	2,000,000千円
差引額	-千円

なお、当社の金融機関からの借入金については、以下の財務制限条項が付されております。

① 純資産

2022年10月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における借入人の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2021年10月期末日における借入人の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における借入人の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

② 利益維持

2022年10月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における借入人の連結経常損益（但し、のれん償却費を足し戻した値。）を２期連続して負の値としないこと。

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	2,946千円
短期金銭債務	-千円

(3) 当座借越契約

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。当事業年度末における当座借越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座借越極度限度額	500,000千円
借越実行残高	-千円
差引額	500,000千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引によるもの	
営業収益	
経営指導料	676,911千円
関係会社受取配当金	4,999,846千円
営業収益合計	5,676,757千円
営業費用	10,240千円
営業取引以外によるもの	
支払利息	28,541千円

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	8,320千円
未払費用	1,171千円
未払事業税	4,069千円
繰越欠損金	197,955千円
繰延税金資産小計	211,516千円
評価性引当額	△175,566千円
繰延税金資産合計	35,950千円

6．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	㈱ワールドコーポレーション	所有直接100%	経営指導役員の兼任資金の借入	経営指導料の収受（注1）	603,045	-	-
				借入（注2）	535,713	関係会社短期借入金	-
				利息の支払（注2）	28,541		
				借入金の返済	3,249,927		
				被債務保証（注3）	6,285,716	-	-
				配当金の受領	4,999,846	-	-
子会社	㈱ATJC	所有直接100%	経営指導役員の兼任	経営指導料の収受（注1）	73,266	-	-
				被債務保証（注3）	6,285,716	-	-
子会社	㈱コントラフト	所有間接100%	経営指導役員の兼任	経営指導料の収受（注1）	600	-	-
				被債務保証（注3）	6,285,716	-	-

（注）1．経営指導料の取引条件及び取引価格については、業務内容等を勘案して決定しております。
2．資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。
3．金融機関からの借入金に対して、㈱ワールドコーポレーション、㈱ATJC及び㈱コントラフトから債務保証を受けております。また、上記取引金額には債務保証を受けている借入金の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

7．1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,544.12円
1株当たり当期純利益	607.54円

8．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1．重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載しております。

9．その他の注記

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年12月19日

株式会社ナレルグループ
取締役会　御中

監査法人Ａ＆Ａパートナーズ

指定社員
業務執行社員　　公認会計士　寺田　聡司

指定社員
業務執行社員　　公認会計士　永利　浩史

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ナレルグループの2022年11月１日から2023年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ナレルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において、適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。
　当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に際して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年12月19日

株式会社ナレルグループ
取締役会　御中

監査法人Ａ＆Ａパートナーズ

指定社員
業務執行社員　　公認会計士　寺田　聡司

指定社員
業務執行社員　　公認会計士　永利　浩史

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ナレルグループの2022年11月１日から2023年10月31日までの第５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2022年11月1日から2023年10月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた「監査等委員会規程」に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室その他関係部署等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人Ａ＆Ａパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人Ａ＆Ａパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年12月20日

株式会社ナレルグループ　監査等委員会

常勤監査等委員　羽鳥　良彰　㊞

監査等委員　島田　圭子　㊞

監査等委員　西村　隆志　㊞

（注）監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場	住友不動産神田ビル３階　ベルサール神田イベントホール　Room1・2 東京都千代田区神田美土代町７



交通機関	地下鉄をご利用の場合	**小川町駅**	Ｂ６出口より　徒歩約２分（都営新宿線）
		新御茶ノ水駅	Ｂ６出口より　徒歩約２分（千代田線）
		淡路町駅	Ａ６出口より　徒歩約３分（丸ノ内線）
		神田駅	４出口より　徒歩約10分（銀座線）
	ＪＲをご利用の場合	**ＪＲ神田駅**	北口より　徒歩約10分

※会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。

スマートフォン等でQRコードを読み取っていただくとオンライン地図が表示されます。
QRコード
Google マップ™ へリンク
※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。